

日 銀 業 第 5 5 0 号  
2 0 2 2 年 1 1 月 2 2 日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」  
の一部改正に関する件

適格住宅ローン債権信託受益権の担保差入金融機関等および受託者が作成し、月次で日本銀行に提出する同信託受益権の担保価額の変更にかかる通知について、2023年2月1日以降に提出するものは日本銀行業務オンラインによる提出に移行することとし、これに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2023年2月1日から実施することとしましたので、通知します。

また、本件に伴う当該通知事務の変更の概要について、別添のとおり取り纏めていますので、ご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則  
(担保関係事務)」中一部改正

○ 第1編I. 3. (3) ホ. を横線のとおり改める。

ホ. 住宅ローン債権信託受益権の担保受払を行う場合および担保価額変更依頼を行う場合

オンライン担保差入先は、「担保に関する細則」に定めるところにより、「担保差入証書兼担保価額変更依頼書(住宅ローン債権信託受益権)」等を担保取引店の窓口に、またはもしくは、「担保返戻依頼書」を業務オンラインにより提出し、または、「担保価額変更依頼書」を受託者にオンライン担保差入先のために業務オンラインにより日本銀行に提出させていただきます。書面を受付けた後、日本銀行において所定の事務を行ったうえで、担保受入、担保返戻または担保価額変更を行います。

○ 第1編IV. 4. (注) を横線のとおり改める。

(注) 住宅ローン債権信託受益権については、日銀ネット上、掛目の値は設定されません。  
担保差入先がこの細則「担保に関する細則」に定めるところにより、日本銀行に提出するための「担保差入証書兼担保価額変更依頼書(住宅ローン債権信託受益権)」、「担保価額変更依頼書(住宅ローン債権信託受益権)」等を日本銀行に提出作成するに当ては、担保差入先が2. (2) の計算式により担保価額を算出する必要があります。

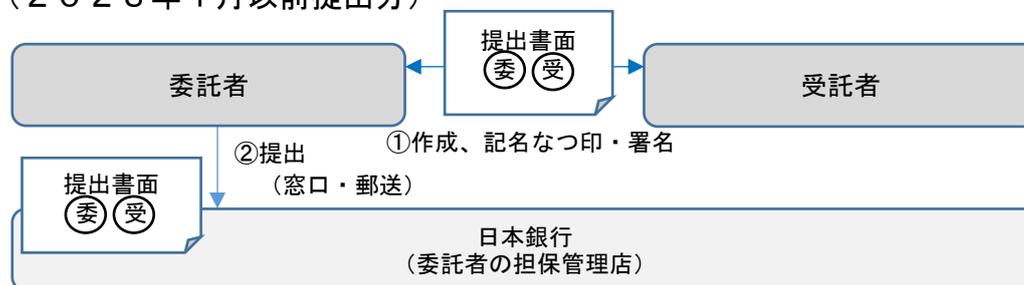
適格住宅ローン債権信託受益権の担保価額の変更にかかる通知の  
日本銀行業務オンラインによる提出への移行に伴う事務変更の概要

- 2023年2月1日以降に日本銀行に提出するものより、適格住宅ローン債権信託受益権の担保価額の変更にかかる通知について、事務効率化を図る観点から、以下のとおり提出方法等を変更します。

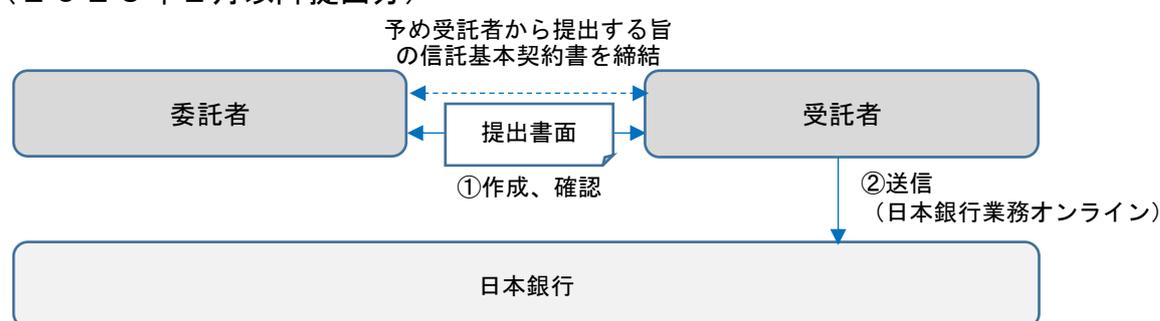
	2023年2月以降提出分	2023年1月以前提出分
提出方法	日本銀行業務オンライン	担保取引店の窓口または郵送
提出書面の 内容確認者	委託者および受託者	
日本銀行へ の提出者	受託者 〔 信託基本契約書等に基づき、委託者のために受託者が提出してください。 〕	委託者
提出書面	担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権） 〔 本件改正後の「担保に関する細則」第20号書式の2 〕	担保差入証書兼担保価額変更依頼書（住宅ローン債権信託受益権） 〔 本件改正前の「担保に関する細則」第20号書式（C） 〕
提出書面への記名なつ 印・署名	不要（委託者・受託者双方）。ただし、委託者・受託者双方が、提出書面の記載内容を確認のうえ、担当部署名等を記入してください。	必要（委託者・受託者双方）。

○ 参考：担保価額の変更にかかる通知の方法（イメージ図）

（2023年1月以前提出分）



（2023年2月以降提出分）



○ 実際の取扱いに際しては、本件改正後の「担保に関する細則」その他関係諸規程を参照してください。受託者による提出事務に関しては、2023年2月1日を実施日として新規規程「適格住宅ローン債権信託受益権の受託者が行う担保価額変更依頼書の提出関係事務取扱細則」を制定し、日本銀行業務オンラインに掲載していますので、受託者におかれてはご確認ください。

○ 本件変更に伴い、「住宅ローン債権信託基本契約書」の内容の変更が必要となります。委託者および受託者には別途、2022年11月中を目途に日本銀行（取引主要店）から当該変更に必要な手続を書面で通知するとともに、委託者に手続に必要な書面（変更合意書等）を交付します。詳細は当該通知を参照いただき、所定の期日までに、必要となる手続を行ってください。

—— 2022年11月18日以前に住宅ローン債権信託受益権担保にかかる解約届出書を日本銀行に提出済の委託者には、上記通知および変更合意書等の交付を行いません。また、同日以前に、自らを受託者とする全委託者にかかる同解約届出書を日本銀行に提出済の受託者には、上記通知を行いません。

以 上